

Ⅲ 資 料

1. 教員の学外活動調査

1. 研修会や講座等の講師

県内各地で様々な研修会・講座等の講師として活動した。総従事時間は約291時間、受講者総数は約7,382人（マスメディアを介するものを除く）であった。

研修会・講座等の名称	テーマ	対象
地域貢献等研究推進事業：認知症ヘルスケアプログラムの開発：輝く綾町を目指せ（健康シリーズセミナー）	睡眠マネジメントで生活リズムを整える	【一】
赤江本郷地区介護予防講演	びんころ講座	【一】
放送大学宮崎学習センター公開講座	“イキイキ生きる”為のメンタルヘルス	【一】
神話のふるさと県民大学	神楽講座	【一】
神話のふるさと県民大学	幕末と地理志	【一】
神話のふるさと県民大学	日本書紀編纂1300年記念シンポジウム	【一】
宮崎神宮大祭トークイベント	「神武さま」の歴史と魅力	【一】
高千穂の夜神楽伝承協議会	神楽歌の解説	【一】
内外情勢調査会	日本書紀にみる日向神話	【一】
日本書紀編纂1300年記念シンポジウム	日本書紀にみる日向	【一】
生目の杜 遊古館歴史文化講座	神武天皇の物語	【一】
宮崎県青島青少年自然の家職員研修会	海幸山幸神話について	【一】
宮崎市宮崎地区交流センター主催講座	記紀神話に親しむ	【一】
全国保健師教育機関協議会秋季研修	公衆衛生看護学教育におけるコアの見直しと新たな展開	【看】
宮崎東病院 児童思春期病棟 職員勉強会	発達障害の支援	【看】
学研ナースングサポート 精神科コース	精神科ならではの臨床判断～看護師の直観を実践に活かす～	【看】
医療法人財団青溪会駒木野病院研修(共通コース)	文献レビューについて	【看】
保健師の育成事業（キャリアアップ研修）	創造的な保健師活動を行うために～保健師に求められる情報分析力	【看】
保健師の育成事業（新任保健師研修）	面接技術	【看】
訪問看護師養成コアカリキュラム	訪問看護とは	【看】
日本精神科看護協会宮崎県支部研修会	脳科学から導く精神看護	【看】
日本精神科看護協会宮崎県支部研修会	認知症看護の極意	【看】
日本精神科看護協会宮崎県支部研修会	看護研究サポートプログラム	【看】
県立病院看護職員研修 基礎コースⅠ	メンタルヘルスセルフマネジメント	【看】
県立病院看護職員研修 基礎Ⅱ	看護するとはどういうことなのか～看護の思考過程を鍛えよう～	【看】
認定看護師セカンドレベル	文章表現	【看】
宮崎県看護協会：看護研究研修	看護研究Ⅰ～基礎から学ぶ看護研究～	【看】
令和2年度まちの保健室地区代表者委員会における研修	「まちの保健室」開催時における新型コロナウイルス感染症対策について	【看】
県立宮崎病院等看護職員研修 専門領域コース「感染管理」フォローアップ研修	魅力ある研修企画と資料の作成を目指して	【看】
新型コロナウイルス感染症に係る保健所職員向け感染管理研修（第1回 WEB）	中小規模医療機関等への感染対策指導及び初動対応に必要なこと	【看】
新型コロナウイルス感染症に係る保健所職員向け感染管理研修（第2回）	演習「COVID-19発生時シミュレーションを通して感染対策の視点を深める」	【看】
新型コロナウイルス感染症に係る精神科病院向け感染管理研修	精神科領域におけるCOVID-19対策について	【看】
翼職員研修会	新型コロナウイルス感染症対策における個人防護具の着脱について	【看】
宮崎県看護協会 認定看護管理者セカンドレベル 統合演習Ⅱ	自部署の組織分析に基づいた実践可能な改善計画の立案	【看】
地域医療における看護の質向上を目指した事例検討	地域医療における看護の質向上	【看】
記紀みらい塾	日向神話に親しむ	【学】
メディア安全講習会（宮崎南小学校）	スマホ・ネット・ゲーム 心とからだは大丈夫？	【学】
メディア安全講習会（住吉小学校）	スマホ・ネット・ゲーム 心とからだは大丈夫？	【学】
メディア安全講習会（木花台小学校）	スマホ・ネット・ゲーム 心とからだは大丈夫？	【学】
メディア安全講習会（本郷小学校）	スマホ・ネット・ゲーム 心とからだは大丈夫？	【学】
メディア安全講習会（大久保小学校）	スマホ・ネット・ゲーム 心とからだは大丈夫？	【学】
メディア安全講習会（住吉小学校）	スマホ・ネット・ゲーム 心とからだは大丈夫？	【学】
日南市立東郷中学校：性教育講話	思春期の身体と心	【学】
宮崎県立高鍋農業高校：性教育講話	あなた、そして私を大切にすること～性と生の問題から～	【学】
宮崎県立日南高校：性教育講話	あなた、そして私を大切にすること～性と生の問題から～	【学】
宮崎県立妻高校：性教育講話	あなた、そして私を大切にすること～性と生の問題から～	【学】
都城市立妻が丘中学校：性教育講話	輝く人になりましょう～思春期の皆さんに伝えたいこと～	【学】
木城町立木城中学校：3年生性教育講話	輝く人になりましょう～思春期のこころとからだ・いのち～	【学】
西米良村立西米良中学校：3年生性教育講話	輝く人になりましょう～思春期のこころとからだ・いのち～	【学】
宮崎西高校附属中学校：3年生性教育講話	輝く人になりましょう～思春期の心とからだ～	【学】
椎葉村立椎葉中学校：3年生性教育講話	「性」と「生」を大切に	【学】
宮崎市立生目中学校：3年生性教育講話	思春期の性について考える	【学】

対象区分：【一】一般 【看】看護職者 【学】小中学校関係 【施】児童、高齢者等の施設職員

研修会・講座等の名称	テーマ	対象
宮崎県北看護教諭研修	メンタルヘルスケア	【学】
高齢者施設向け施設合同研修会（集団指導）	高齢者施設における新型コロナウイルス等の感染症対策について	【施】
「介護職員による医療的ケア研修」～今だから知っておきたい、感染症の基礎知識と予防対策～	感染症への理解を深め、利用者と職員を感染から守ろう	【施】
新型コロナウイルス感染症に係る高齢者施設等への応援職員派遣に伴う感染症対策研修会	高齢者施設等への応援職員を対象とした感染症対策及び防護服着脱等について	【施】
新型コロナウイルス感染症に係る高齢者施設等への応援職員派遣に伴う感染症対策研修会	感染症対策及び防護服着脱演習	【施】
都城市集団指導 介護サービス事業所における感染症対策について	高齢者施設におけるCOVID-19対策について	【施】
介護サービス事業所における新型コロナウイルス感染症対策研修会	高齢者施設におけるCOVID-19対策について	【施】
宮崎市ケアマネジメント研修	ケアマネジメントの基本原則	【施】
宮城県主任介護支援専門員研修	主任介護支援専門員の役割と視点（法定研修）	【施】
東京都主任介護支援専門員研修	主任介護支援専門員の役割と視点（法定研修）	【施】
宮崎県介護支援専門員県央ブロック研修会	ケアマネジメントの基本原則と実践	【施】
東京都八王子市ケアマネジメント基礎研修	尊厳の保持と自立支援を実現するケアマネジメント	【施】
宮崎大学ライフプラン作成のためのキャリアデザイン講座	私のキャリア	【他】
宮崎県初級障がい者スポーツ指導員養成講習会	障がい者スポーツの意義と理念	【他】
地域生活支援センターⅢ型かふえらて	メンタルヘルスと食	【他】
ペアレントトレーナー養成講座（宮崎県こども政策課主催）	子どもの発達と保護者支援に関する講話	【他】
宮崎県認知症地域支援体制づくり研修	社会資源活用と地域共生社会の展望	【他】
鹿児島県保険者機能強化支援事業全体研修	地域ケア会議における政策形成への展開・視点等	【他】
宮崎アカデミーロータリークラブ卓話	保健師とは何か	【一】【他】
チャイルドラインみやざきボランティア養成講座	子どもの性に向き合うために	【一】【施】
コンソーシアム宮崎	日向神話について	【一】【他】
公衆衛生活動研究会研修会	保健師の専門性	【看】【他】
宮崎県社会福祉協議会 令和2年度 福祉職員のための医学基礎知識研修（大人）	福祉職員のための医学基礎知識	【看】【施】
翼職員研修会	感染症の基礎知識と予防対策について～手指衛生と個人防護具の着脱について～	【看】【施】
国保データベースを活用した分析等事業説明会	令和元年度国保データベースを活用した分析等事業における分析結果について	【看】【他】
国保データベースを活用した分析等事業報告会	令和2年度国保データベースを活用した分析等事業における分析結果報告、出張セミナー報告について	【看】【他】
新型コロナウイルス感染協力医療機関における感染対策に係る実施指導・助言（小林市立病院）	Covid-19対策実施指導・助言 ・マニュアル助言 ・ゾーニング/PPE着脱実施訓練	【看】【他】
新型コロナウイルス感染協力医療機関における感染対策に係る実施指導・助言（えびの市立病院）	Covid-20対策実施指導・助言 ・マニュアル助言 ・ゾーニング/PPE着脱実施訓練	【看】【他】
新型コロナウイルス感染協力医療機関における感染対策に係る実施指導・助言（国民健康保険高原病院）	Covid-21対策実施指導・助言 ・講義「予防と対策（管理）」 ・マニュアル助言 ・ゾーニング/PPE着脱実施訓練	【看】【他】
新型コロナウイルス感染協力医療機関における感染対策に係る実施指導・助言（内村病院）	Covid-22対策実施指導・助言 ・マニュアル助言 ・ゾーニング/PPE着脱実施訓練	【看】【他】
新型コロナウイルス感染協力医療機関における感染対策に係る実施指導・助言（藤元上町病院）	Covid-19対策実施指導・助言 ・講義「予防と対策（管理）」 ・マニュアル助言 ・ゾーニング/PPE着脱実施訓練	【看】【他】
新型コロナウイルス感染協力医療機関における感染対策に係る実施指導・助言（宮永病院）	Covid-20対策実施指導・助言 ・講義「予防と対策（管理）」 ・マニュアル助言 ・ゾーニング/PPE着脱実施訓練	【看】【他】
新型コロナウイルス感染協力医療機関における感染対策に係る実施指導・助言（横山病院）	Covid-21対策実施指導・助言 ・講義「予防と対策（管理）」 ・マニュアル助言 ・ゾーニング/PPE着脱実施訓練	【看】【他】
感染防止対策研修会	新型コロナウイルス感染症予防と対策（管理）（協力医療機関対象）	【看】【他】
東京都介護サービス事業者支援研修	利用者の尊厳の保持と自立支援のアセスメント	【施】【他】

対象区分:【一】一般 【看】看護職者 【学】小中学校関係 【施】児童、高齢者等の施設職員

2. 学会、研修会等における講師以外の活動

学会での座長、研修会での司会や進行役、事例検討会でのファシリテータや助言者、その他、運営スタッフなどとして活動した。総従事時間は167時間、対象となる研修会や講座等の受講者総数は約1,829人(マスメディアを介するものを除く)であった。

学会、研修会等の名称	対象
第27回ファイザーヘルスリサーチフォーラム	【座】
第1回 日本看護人間工学会学術集会	【座】
研究会飛鳥	【司】
日南市いのちの教育担当者会	【助】
宮崎県立日南病院事例検討会	【助】
宮崎県立こども療育センターの事例検討会	【助】
新型コロナウイルス感染症に係る軽症者受入医療機関向け研修(WEB)	【助】
善仁会病院学習会	【助】
西都児湯医療センター学習会	【助】
宮崎県看護協会 令和2年度 認定看護管理者教育運営委員会 セカンド演習	【ファ】
健やか妊娠サポート事業第1回研修会	【運】
宮崎県母性衛生学会	【運】
子どもメディアみやざき学習会	【運】
宮崎県看護協会 令和2年度 認定看護管理者教育運営委員会	【運】
令和2年度専門・認定看護師委員会主催研修会「スペシャリストから学ぶ生活を支える看護～災害看護編～」	【司】【ファ】
健やか妊娠サポート事業第2回研修会	【司】【運】
健やか妊娠サポート事業第3回研修会	【司】【運】
えびの市立加久藤中学校ピアカウンセリング	【助】【運】
都城市立小松原中学校ピアカウンセリング	【助】【運】
綾町立綾中学校ピアカウンセリング	【助】【運】
国富町立本庄中学校ピアカウンセリング	【助】【運】
第3回助産診断実践学会	【助】【運】
訪問看護師養成コアカリキュラム	【ファ】【運】
看護科学研究学会宮崎学習会	【ファ】【運】
宮崎県段階別保健師研修(新任・キャリアアップ)	【助】【ファ】【運】

対象区分:【座】座長【司】司会進行【助】助言者【ファ】ファシリテータ【運】運営スタッフ【他】その他

3. グループ組織や団体等の支援

グループ組織、団体の名称 (個人への支援は、「個人」と記載)	内容
地域貢献等研究推進事業「認知症ヘルスケアプログラムの開発」:輝く綾町を目指せ	講演などの研修会3回、生活改善実践(運動)研修7回、フォローアップ2回
グットトイみやざき(運営委員支援)	おもちゃを通した子育て支援グループの支援
感染拡大防止対策モデル講演事業	会議
みやざき文化振興課	新型コロナウイルス感染拡大防止対策モデル事業における感染症対策助言
医療法人清芳会井上病院	精神科病院における感染管理について、新型コロナウイルス感染症対策支援
奈良県の看護学校所属教員	「『看護覚え書』に学ぶ生活科学教育」に関する座談会1
徳島県の大学所属教員、大阪府の看護専門学校所属教員、北海道の看護専門学校所属教員、北海道在住の元看護学教員、宮崎県の医療施設所属看護部長	「『看護覚え書』に学ぶ生活科学教育」に関する座談会2
みやざきの食と農を考える県民会議	大学生を対象とした食育・地産地消活動として、「野菜ブークセミナー(講師、坂東淳子氏)」の開催と「野菜作り体験」について企画し、実施した。
小林保健所(医療機関等における感染管理有識者の派遣)	軽症者受入医療機関2施設、感染症指定医療機関1施設、精神科病院のコロナ対策、ゾーニング、感染対策マニュアルの確認、助言 ・軽症者受入医療機関2施設の受入シミュレーション確認・助言 ・精神科病院の受入シミュレーション確認、N95マスクフィットテスト
宮崎県新型コロナウイルス感染症対策調整本部	クラスター発生の高齢者施設(3施設)における患者の健康調査、施設のゾーニング、職員に対するPPE着脱指導、感染対策指導

4. 研究支援

1) 自治体・企業等との共同研究(共同研究・委託研究)

共同した自治体・企業名	研究テーマ
宮崎県	宮崎県の神楽
宮崎県福祉保健部国民健康保険課	国保データベースを活用した分析等事業
奈良県	万葉文化研究
宮崎市	都城島津家文書
都城市健康課	「住民主体型介護予防事業」事業効果分析
全国生協連グループ	地域共生型認知症ケアパス普及事業(研究及び研修)
厚生労働省老人保健健康増進等事業	認知症介護実践者等養成研修における受講の仕組みを含むカリキュラムのあり方に関する調査研究事業
西都児湯医療センター	地域医療における看護の質向上を目指した実践及び研究の協働事業

2) 研究指導

グループ組織、団体の名称(個人への支援は、「個人」と記載)
宮崎県福祉保健部健康増進課
宮崎県立宮崎病院
全国健康保険協会宮崎支部
後期高齢者医療広域連合
日本精神科看護協会宮崎県支部
潤和会記念病院
海老原総合病院

5. 進路相談会・進学説明会および模擬講義

	件数	従事者延数(人)	時間数(時間)	生徒数(人)	その他(人)
進路説明会・相談会	16	16	21時間50分	195	7
模擬講義	3	3	5時間25分	91	3

6. 非常勤講師等

学校名
宮崎大学
宮崎公立大学
東京都立大学大学院
フィオーレKOGA看護専門学校
都城医療センター附属看護学校
宮崎保健福祉専門学校
藤元メディカルシステム付属医療専門学校
日南看護専門学校
函館市医師会看護専門学校
ハートランドしぎさん看護専門学校
奈良県立万葉文化館研究協力員

7. 各種委員・役員

【県の委員会・審議会等委員・役員】

役職名(理事・委員など)	会の名称
委員長	宮崎県後期高齢者広域医療連合会懇談会
	宮崎県男女共同参画協議会
	宮崎県文化遺産活性化委員会委員長
	みやざきの文化を考える懇談会
副委員長	宮崎県国保連合会医療審議会
	宮崎県神楽保存・継承実行委員会
	第35回国民文化祭・みやざき2020企画委員会
副議長	宮崎県社会教育委員会
委員	宮崎県国民健康保険団体連合会保健事業支援・評価委員会
	宮崎県第5回県民健康・栄養調査検討委員会
	宮崎県スポーツ推進審議会
	第81回国民体育大会宮崎県準備委員会競技運営専門委員会
	第81回国民体育大会宮崎県準備委員会施設整備専門委員会
	第81回国民体育大会・第26回全国障害者スポーツ大会宮崎県準備委員会全国障害者スポーツ専門委員会
	宮崎県競技力向上対策本部強化対策委員会
	宮崎県中央保健所運営協議会
	宮崎県保健師現任教育推進会議
	宮崎県健康づくり推進協議会
	宮崎県訪問看護推進協議会
	宮崎県訪問看護推進検討会
	令和2年度健康長寿推進企業等知事表彰にかかる選考委員
	宮崎県障害者自立支援協議会精神障害者部会
	みやざきの神楽魅力発信委員会
	宮崎県立日南病院倫理委員会委員
	高等教育コンソーシアム宮崎運営委員会
	宮崎県「特定行為に係る看護師の研修制度」推進検討会
	みやざき東京オリンピック・パラリンピックおもてなしプロジェクトに係わる神話のふるさと推進部会委員
	宮崎東諸県地域職域連携推進協議会
	宮崎県開発審査会
宮崎東諸県医療圏糖尿病発症予防・糖尿病性腎症重症化予防対策協議会	
審査委員	宮崎県精神医療審査会
選考委員	宮崎県社会功労者選考委員会
研究助成選考委員	ファイザーヘルスリサーチ振興財団
評議員	ファイザーヘルスリサーチ振興財団

【市町村の委員会・審議会等委員・役員】

役職名(理事・委員など)	会の名称
委員長	宮崎市福祉部指定管理者候補者選定委員会
委員	都城市所有・寄託史料活用調査委員会
	宮崎市子ども食堂ネットワーク応援業務連絡会
	宮崎市保健所保健所運営協議会
	宮崎市社会福祉施設整備審査会
	宮崎市社会福祉法人設立審査会
	宮崎市指定管理者候補者選定委員会
	宮崎市国保運営協議会
	宮崎市高齢者福祉計画等推進協議会

【その他委員・役員】

役職名(理事・委員など)	会の名称
委員長	宮崎県段階別保健師研修運営委員会
	東京都介護支援専門員研修向上委員会
	東京都国分寺市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定委員会
副委員長	延岡西日本マラソン実行委員会
会長	日本保健師活動研究会
	宮崎県立看護大学同窓会
	東京都大田区高齢者福祉計画・介護保険事業計画推進会議

役職名(理事・委員など)	会の名称
副会長	宮崎県指導者協議会
理事長	一般財団法人宮崎陸上競技協会
監事	宮崎地域インターネット協議会
幹事	九州・沖縄小児看護教育研究会
評議員	日本看護人間工学会
編集委員	日本看護人間工学会
	日本看護技術学会
評議員	日本看護技術学会
理事	一般社団法人宮崎県助産師会
	日本スプリント学会
	公益財団法人日本陸上競技連盟
	公益財団法人宮崎県体育協会
	古事記学会
	上代文学会
	公益財団法人宮崎文化振興協会
	宮崎県母性衛生学会
	公益社団法人宮崎県看護協会 新人看護職員研修推進協議会
	看護科学研究学会
	看護人間工学会
委員	長崎県国保連合会保健事業支援・評価委員会
	宮崎県立看護大学看護学研究会第14回学術集会企画会議
	宮崎大学医学部附属病院治験審査委員会
	医療法人真愛会高宮病院クオリティマネージメントシステムサービス委員会
	全国大学国語国文学会
	宮崎県段階別保健師研修運営委員会
	宮崎県保健師助産師看護師実習指導者講習会検討委員会
	公益社団法人宮崎県看護協会 専門・認定看護師委員会
	公益社団法人宮崎県看護協会 学会委員会
	文部科学省 看護系大学における教育の在り方検討会
	宮崎県プライマリ・ケア研究会学術広報委員会
	東京都大田区福祉人材センター設置有識者懇談会
	日本生理学会 教育委員会
	一般社団法人宮崎県助産師会 教育委員会
	日本母性看護学会専任査読委員
評議員	日公衆衛生学会
	日本地域看護学会
	日本生理学会
	宮日母子福祉事業団評議会
	全国健康保険協会宮崎支部評議会
	宮崎大学教育文化学部附属幼稚園評議会
	日本思春期学会
	日本感染看護学会
日本看護研究学会	
運営委員	公益社団法人宮崎県看護協会 令和2年度 認定看護管理者教育運営委員会
	子どもとメディアみやざき
査読委員	日本看護技術学会 研究活動推進委員会
学会誌査読委員	日本健康運動看護学会
編集委員長	看護人間工学会
編集委員	風土記研究会
	日本子ども健康科学会
学会誌編集委員	日本スプリント学会
外部委員	東邦大学第6回全学自己点検・評価検証会
特別委員	公益社団法人宮崎県看護協会 看護研究学会抄録選考委員会
学術集会長	宮崎県立看護大学看護学研究会第14回学術集会企画会議
相談役	都城島津発祥まつり振興会
会計	日本看護研究学会九州・沖縄地方会
役員	日本看護研究学会九州・沖縄地方会
支部役員	全国語学教育学会南九州支部

2. 宮崎県立看護大学看護研究・研修センター概要

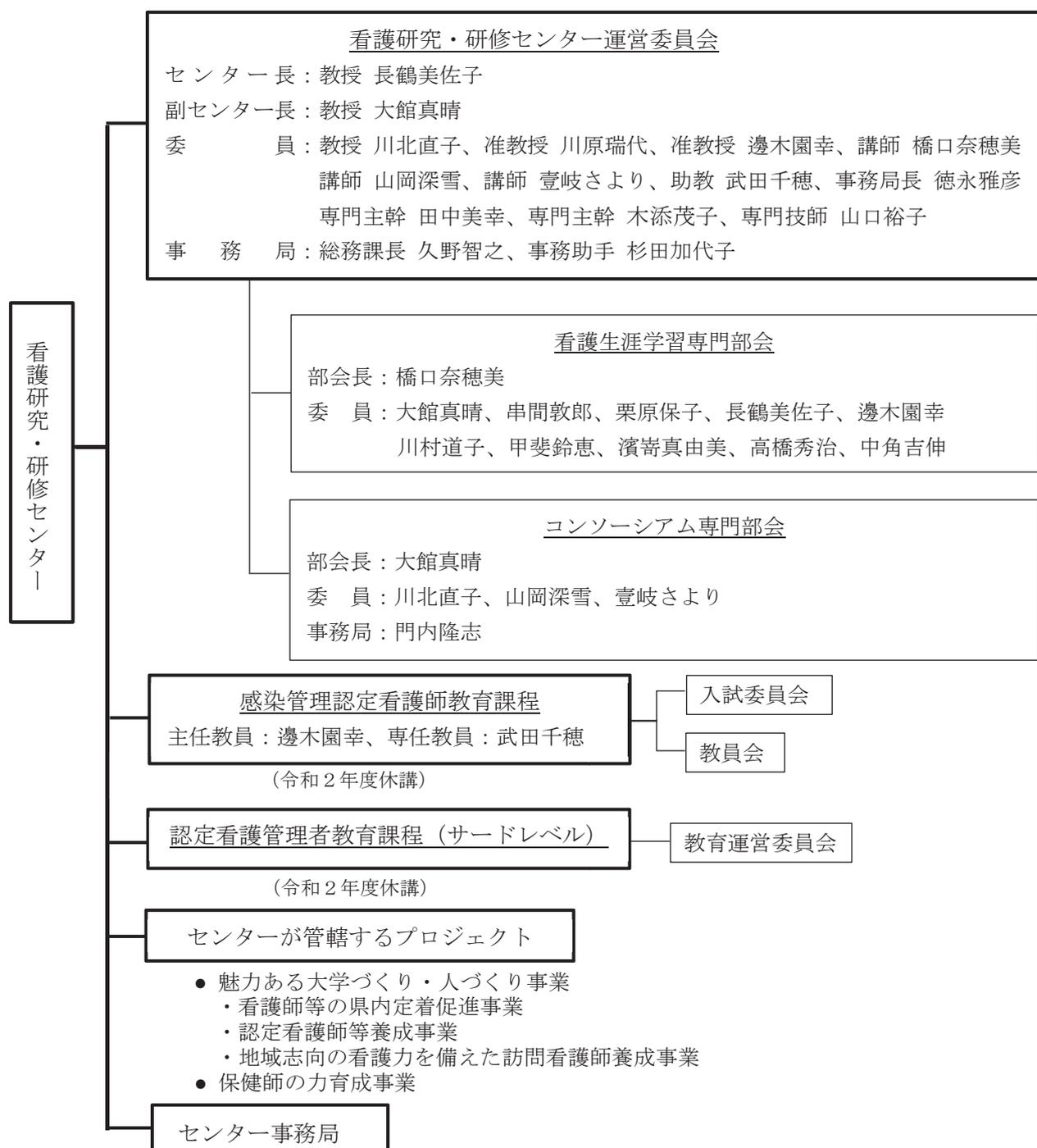
1. 目的

センターは、全学の協力のもとに、看護生涯学習に関して調査、研究及び教育を行うとともに、地域との交流の促進を図り地域社会の発展に寄与することを目的とする。

2. 業務内容

- 1) 地域における看護生涯学習活動の推進に関すること。
- 2) 高等教育コンソーシアム宮崎に関すること。
- 3) その他センターに関する重要事項に関すること。

3. 組織構成



3. 公立大学法人宮崎県立看護大学看護研究・研修センター規程

(趣旨)

第1条 この規程は、宮崎県立看護大学学則第3条の2第2項の規定に基づき、宮崎県立看護大学看護研究・研修センター（以下「センター」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 センターは、地域との連携事業や研究活動、看護職や県民の生涯学習支援等の地域貢献活動を通して、県民の保健・医療・福祉の向上に寄与することを目的とする。

(所掌事務)

第3条 センターの所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 地域連携に関すること。
- (2) 看護職等生涯学習に関すること。
- (3) 資格認定看護教育に関すること。
- (4) その他センターに関すること。

(センター長及び副センター長)

第4条 センターにセンター長及び副センター長を置く。

- 2 センター長は、センターを統括する。
- 3 センター長の選考及び任期については、別に定める。
- 4 副センター長は、センター長を補佐し、職員の中から学長が指名する。
- 5 副センター長の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 6 副センター長に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(部門の設置)

第5条 第3条の事務を実施するため、センターに地域連携部門、看護職等生涯学習部門及び資格認定看護教育部門を置く。

(部門長及び副部門長)

第6条 各部門に部門長及び副部門長を置く。

- 2 部門長は部門を統括し、副部門長は部門長を補佐する。
- 3 部門長及び副部門長は学長が指名し、任期は2年とする。
- 4 部門長及び副部門長に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(事務局)

第7条 センターにセンター事務局を置き、職員を置く。

(職員)

第8条 センターに、第4条第1項、第6条第1項及び第7条に定める職員のほか、学長が必要と認める職員を置くことができる。

(センター運営委員会)

第9条 センターに、センター運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(センター運営協議会)

第10条 センターの運営にあたっては、センター運営協議会（以下「協議会」という。）に意見を求めるものとする。

2 協議会に関し必要な事項は、別に定める。

(委任)

第 11 条 この規程に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項は委員会の議を経て学長が定める。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

4. 宮崎県立看護大学看護研究・研修センター運営委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人宮崎県立看護大学看護研究・研修センター規程（平成29年規程第9号）第9条第2項の規定に基づき、看護研究・研修センター運営委員会（以下「委員会」という。）の組織、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 委員会は、宮崎県立看護大学看護研究・研修センター（以下「センター」という。）がセンター規程第3条の所掌事務を実施するにあたり必要な事項を協議するものとする。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) センター長
- (2) 副センター長
- (3) 部門長
- (4) 副部門長
- (5) 事務局長
- (6) 本学の職員の中から学長が指名する者

2 前項第6号に規定する委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長はセンター長をもって充て、副委員長は副センター長をもって充てる。
- 3 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を行う。
- 5 委員長及び副委員長共に事故があるときは、委員長が指名する委員が委員長の職務を行う。

(定足数)

第5条 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(議決)

第6条 委員会の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員長は、必要があると認める場合は、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(事務)

第8条 委員会の事務は、センター事務局において処理する。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会の議を経て学長が定める。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

5. 宮崎県立看護大学看護研究・研修センター運営協議会規程

(趣旨)

第1条 宮崎県立看護大学に看護研究・研修センター運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(目的)

第2条 協議会は、宮崎県立看護大学看護研究・研修センター（以下「センター」という。）の運営に関する事項について、検討及び意見交換を行い、必要に応じて助言を与えることにより、センターの円滑な運営に資することを目的とする。

(組織)

第3条 協議会は、次に掲げる委員10人以内で構成する。

- (1) 理事長
 - (2) 学長
 - (3) センター長
 - (4) 副センター長
 - (5) 事務局長
 - (6) 学識経験を有する者
 - (7) 関係機関（行政機関、職能団体等）の職員
 - (8) その他理事長が必要と認めた者
- 2 前項第6号から第8号までの委員は、理事長が任命し、任期は2年とする。
- 3 前項の委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、理事長を持って充てる。
- 3 副会長は、センター長を持って充てる。
- 4 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会長は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認める場合は、委員以外の者に会議への出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(事務)

第6条 協議会の事務は、事務局において処理する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

6. 宮崎県立看護大学看護研究・研修センター認定看護師教育課程規則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、宮崎県立看護大学看護研究・研修センター（以下「センター」という。）規程第3条第3号に規定する資格認定看護教育の一環として行う認定看護師教育課程（以下「本教育課程」という。）に関し、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 本教育課程は、特定の看護分野において、実践の基礎となる科学的思考と熟練した看護技術を用い、看護師としての倫理観に基づいた役割機能を発揮できる人材を育成することにより、看護の質の向上及び看護職者のキャリア支援に向けた教育を行うことを目的とする。

第2章 認定看護分野・教育期間・定員

(認定看護分野)

第3条 本教育課程に次の認定看護分野を置く。

(1) 感染管理

(教育期間)

第4条 本教育課程の教育期間は、8か月とする。

2 在学期間は、16か月を超えることはできない。

(定員)

第5条 研修生の定員は、次のとおりとする。

(1) 感染管理 15名

(教育期間の始期終期)

第6条 本教育課程の教育は、7月1日に始まり翌年2月末日に終わる。

2 始業及び終業時刻は、次のとおりとする。

(1) 始業時刻 9時00分

(2) 終業時刻 17時50分

3 教育上必要があり、かつやむを得ない事情があるときは、必要に応じて終業時刻以降に授業を行うことがある。

(休業日)

第7条 休業日は、次のとおりとする。

(1) 土、日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日

(3) 冬期休業日（12月25日から翌年1月7日まで）

2 教育上必要があり、かつやむを得ない事情があるときは、前項の規定にかかわらず休業日に授業・実習等を行うことがある。

第3章 教育課程

(教育課程)

第8条 本教育課程は、公益社団法人日本看護協会（以下「日本看護協会」という。）認定看護師制度委員会が定める認定看護師教育カリキュラムの基準に沿い、別表1のとおりとする。

(単位)

第9条 教科目の単位数は、次の基準により計算する。

- (1) 講義については15時間をもって1単位とする。
- (2) 演習については30時間をもって1単位とする。
- (3) 実習については45時間をもって1単位とする。

第4章 教職員組織及び委員会

(教職員組織)

第10条 本教育課程に次の教職員を置く。

- (1) 主任教員
- (2) 専任教員
- (3) 事務職員
- (4) 非常勤教員

(教員会)

第11条 本教育課程に教員会を置く。

2 教員会の運営は、教員会規程の定めるところによる。

(入試委員会)

第12条 本教育課程に入試委員会を置く。

2 入試委員会の運営は、入試委員会規程の定めるところによる。

第5章 修了要件及び認定看護師認定審査受験資格

(修了要件)

第13条 修了要件は次の各号の全てを満たす場合とする。

- (1) 当該分野の認定看護師教育基準カリキュラムに定めるすべての教科目において、各教科目の履修すべき時間数の5分の4以上を出席し、かつ教育機関の定める各教科目の試験に合格すること。
- (2) 当該分野の認定看護師教育基準カリキュラムに定める全教科目(共通科目・専門基礎科目・専門科目・学内演習・臨地実習)を含む修了試験において、80%以上の成績を修めている。

2 前項の要件を満たしている者につき、第11条に定める教員会において、修了認定について審議する。

3 本教育課程を修了した者には、学長が修了証書を授与する。

4 本教育課程を修了した者は、日本看護協会認定看護師認定審査の受験資格を取得することができる。

第6章 入学要件

(入学要件)

第14条 入学要件は、次の各号の全てを満たすこととする

- (1) 日本国の看護師免許を有すること。
- (2) 前号の免許取得後、通算5年以上実務研修をしていること。そのうち通算3年以上は特定

の看護分野の実務研修をしていること。特定の看護分野の実務研修の内容の基準については、日本看護協会が定める内容に準拠し、次のとおりとする。

1) 感染管理分野 別表 2

(入学志願手続・許可)

第15条 本教育課程に入学を希望する者は、本教育課程の定める入学願書、その他必要書類に必要事項を記載し、第19条に定める入学検定料を添えて指定された期日までに提出しなければならない。

2 前項の手続きを終了したものに対して入学試験を行い、入学者を決定する。

3 本教育課程に入学を許可された者は、指定された期日までに第20条に定める入学料に誓約書及び所定の書類を添えて、入学手続きを行わなければならない。

4 学長は、前項の入学手続きが完了した者につき、研修生として入学を許可する。

第7章 休学・復学・退学・除籍

(休学、復学)

第16条 病気その他やむを得ない事由により、就学継続が困難な場合において、休学を希望する場合は、その理由を記載した休学願を学長に提出し、許可を受けなければならない。

2 前項の事由が病気の場合は、医師の診断書を添付しなければならない。

3 休学期間は、入学年度のみとし、休学期間の満了時又は休学期間中にその理由が消滅したときに復学するものとする。

4 休学者が復学する場合は、復学願を学長に提出し、許可を受けなければならない。

(退学)

第17条 やむを得ない事由により退学しようとするものは、退学願を学長に提出し、許可を受けなければならない。

(除籍)

第18条 次の各号の一に該当する者は、教員会の議を経て、学長がこれを除籍する。

(1) 正当な理由がなく所定の期日までに学費を納めない者

(2) 休学期間満了後、10日以内に何らの手続きをしない者

(3) 何らの手続きをしないで1か月以上欠席した者

(4) 死亡が確認された者

(5) 休学しても復学が難しく、就学継続が困難な疾病であると診断された者

第8章 学費

(入学検定料)

第19条 入学検定料は別表3に示すとおりとする。

2 いったん納入された入学検定料は返還しない。

(学費及び納入期限)

第20条 入学料及び授業料は別表3に示すとおりとする。

2 いったん納入された入学料及び授業料は返還しない。ただし、開講前日までに書面をもって辞退する旨申し出のあった場合には、入学料を除く授業料を全額返還する。

3 入学料及び授業料の納入に関する期日は、研修生募集要項に定める期日とする。

4 その他、傷害保険加入費用、実習に関する健康診査費などは別途個人負担とする。

第9章 規則の変更

第21条 この規則の変更は、教員会における議決を経なければならない。

第10章 補則

第22条 この規則を施行するために必要な事項は、細則に定める。

附 則

この規則は、本学が認定看護師教育機関として認定された日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この規則は、令和2年10月22日から施行する。

附則

この規則は、平成3年4月1日から施行する。

別表 1 (第 8 条関係)

特定分野：感染管理			
教科目		必修・選択の別	時間数 (単位数)
共通 科目	医療安全学：医療倫理	必修	1 5 (1)
	医療安全学：医療安全管理	必修	1 5 (1)
	医療安全学：看護管理	必修	1 5 (1)
	チーム医療論 (特定行為実践)	必修	1 5 (1)
	相談 (特定行為実践)	必修	1 5 (1)
	臨床薬理学：薬理作用 指導	必修	1 5 (1)
	医療情報論	必修	1 5 (1)
	専門 基礎 科目	感染管理学	必修
疫学と統計学		必修	3 0 (2)
微生物学		必修	1 5 (1)
感染症学概論		必修	1 5 (1)
感染症学各論		必修	3 0 (2)
医療管理学		必修	1 5 (1)
専門 科目	医療関連感染サーベイランス概論	必修	1 5 (1)
	医療関連感染サーベイランス各論	必修	3 0 (2)
	感染防止技術	必修	3 0 (2)
	職業感染管理	必修	1 5 (1)
	感染管理指導と相談	必修	1 5 (1)
	洗浄・消毒・滅菌とファシリティ・ マネジメント	必修	1 5 (1)
学内 演習	学内演習	必修	9 0 (3)
臨地 実習	臨地実習	必修	1 8 0 (4)
総時 間数	共通科目	1 2 0 時間	
	専門基礎科目	1 2 0 時間	
	専門科目	1 2 0 時間	
	学内演習	9 0 時間	
	臨地実習	1 8 0 時間	
	総時間数	6 3 0 時間	

別表2（第14条関係）

感染管理実務研修内容基準	<p>1) 通算 3 年以上、感染管理に関わる活動実績（感染対策委員会、ICT、リンクナース会等）を有すること。</p> <p>2) 感染予防・管理等において自身が実施したケア等の改善実績を 1 事例以上有すること。</p> <p>3) 医療関連感染サーベイランス実施における一連の流れを理解していることが望ましい。</p> <p>4) 現在、医療施設等において、専任または兼任として感染管理に関わる活動に携わっていることが望ましい。</p>
--------------	---

別表3（第19条、第20条関係）

項目	金額
入学検定料	17,000円
入学料	58,000円（県内）/83,000円（県外）
授業料（施設使用料・実習費込み）	535,800円

7. 宮崎県立看護大学看護研究・研修センター認定看護師教育課程細則

(趣旨)

第1条 宮崎県立看護大学看護研究・研修センター認定看護師教育課程規則(以下「規則」という)第22条の規定に基づき、この細則を定める。

(入学志願手続)

第2条 規則第15条第1項による出願に必要な書類は、次の各号に定める書類とする。

- (1) 入学願書(様式1)
- (2) 履歴書(様式2-1)
職歴・感染管理分野歴(様式2-2)
感染管理分野における実務経験施設概要(様式2-3)
ケア改善実績事例要約(様式2-4)
学会及び研究会、発表会等の業績について(感染管理に関するもの)(様式2-5)
- (3) 勤務証明書(様式3)
- (4) 推薦書(様式4)
- (5) 志望理由書(様式5)
- (6) 緊急連絡先(様式6)
- (7) 連絡用宛名(様式7)
- (8) 写真2枚(上半身・無帽正面向き、3か月以内撮影のもの 縦4cm×横3cm)
- (9) 看護師免許証の写し

(入学者の決定)

第3条 入学を志願する者には、その年ごとに定める日程で入学試験を実施し、入学者を決定する。

(教科目の出席時間数)

第4条 本教育課程の学生は、教科目の履修すべき時間数の5分の4以上を出席しなければならない。

- 2 やむを得ない事由により、出席時間数が5分の4未満の者に対して、教科目ごとに補講あるいは追実習を行うことがある。それ以外は、再履修あるいは再実習とする。

(欠席時間・遅刻・早退)

第5条 欠席時間(遅刻・早退を含む)の取り扱いは、1時間(45分)単位とする。

- 2 2時間(90分)の講義では、15分を超えて45分以下の遅刻(早退)は、1時間欠席、45分を超える場合は2時間の欠席とみなす。

(講義・演習の評価)

第6条 本教育課程は、規則第8条に定める教科目を履修し、試験又はレポートの審査に合格した者に対し、所定の単位を授与する。

- 2 試験を受験するには、各教科目について履修すべき時間数の5分の4以上の出席を必要とする。
- 3 教科目の成績評価は、「A」:80点以上、「B」:70~79点、「C」:60~69点、「D」:

- 5 9点以下、「放棄」をもって表し、A、B及びCを合格とする。
- 4 やむを得ない事由により試験を受けることができなかつた者に対し、追試験を行うことがある。
 - 5 試験に不合格であつた者に対し、再試験を行うことがある。
 - 6 追試験の成績は、60点以上を合格とし、最高点を80点とする。
 - 7 再試験の成績は、60点以上を合格とし、評価は、C又はDとする。
 - 8 教科目の最終評価が不合格となつた場合には、次年度に再履修をするものとする。

(臨地実習)

第7条 臨地実習開始までに履修すべき全ての教科目を修得した者又は修得が見込まれる者は臨地実習を受けることができる。

- 2 教科目修得不足又はやむを得ない事由により、あらかじめ決められた期間に実習を受けられなかつた者は、次年度臨地実習を受けるものとする。
- 3 臨地実習の評点は100点満点とし、成績は実習指導者及び教員による評価を総合して判定する。
- 4 臨地実習の成績評価は、「A」：80点以上、「B」：70～79点、「C」：60～69点、「D」59点以下、「放棄」をもって表し、A、B及びCを合格とする。
- 5 当該年度の追実習及び再実習については、教員会の審議により実施の可否を決定する。
- 6 臨地実習の最終評価が不合格となつた場合には、次年度に再履修をするものとする。

(修了試験)

第8条 本教育課程の修了にあたり、認定看護師として必要な要件を満たしているかを判定するため、修了試験を行う。

- 2 修了試験は全教科目の履修が終了後、修了判定までの期間に行う。
- 3 修了試験の範囲は、共通科目、専門基礎科目、専門科目の全領域を含むものとする。
- 4 修了試験の配点は、教科目ごとに定め、その合計点を満点とする。
- 5 修了試験において80%以上の得点を収めた者を合格とする。
- 6 やむを得ない事由により、修了試験を受けることができなかつた者に、追修了試験を行うことがある。
- 7 修了試験不合格者に対し、再修了試験を行うことがある。
- 8 再修了試験が不合格となつた場合には、次年度に修了試験を受験するものとする。

(追試験・再試験・追修了試験・再修了試験の手続き)

第9条 追試験・再試験・追修了試験又は再修了試験を受けようとする者は、次の各号に定める手続きをとらなければならない。

- (1) 試験欠席届(様式8)を提出し、その理由がやむを得ない事由と認められた者は、追試験願(様式9)を提出し、指定された期日までに追試験料(別表)を納入する。
- (2) 担当教員が再試験を求めた者は、再試験願(様式10)を提出し、指定された期日までに再試験料(別表)を納入する。
- (3) 修了試験欠席届(様式8)を提出し、その理由がやむを得ない事由と認められた者は、追修了試験願(様式9)を提出し、指定された期日までに追修了試験料(別表)を納入する。
- (4) 再修了試験を受けようとする者は、再修了試験願(様式10)を提出し、指定された期日ま

でに再修了試験料（別表）を納入する。

（補習講義）

第10条 第4条2項により、教科目の補習を受ける者は、補習講義願（様式11）を提出し、指定された期日までに補習講義料（別表）を納入する。

（追実習）

第11条 やむを得ない事由により、出席時間数が5分の4未満のものに対し、追実習を行うことがある。

2 追実習を受けようとする者は、追実習願（様式12）を提出し、指定された期日までに追実習料（別表）を納入する。

3 追実習に関する事項は別に定める。

（科目再履修生）

第12条 教科目の再履修を受けようとする者は、再履修願（様式13）を提出し、指定された期日までに再履修料（別表）を納入する。

2 最終的な修了試験不合格者及び課程修了生で、特定の教科目を履修することを希望した場合、本課程の教育に支障がない限り、聴講生として受講を許可する。

（休学・復学）

第13条 規則第16条による休学及び復学の届出は、次の書類を提出して行うものとする。

（1） 休学願（様式14）

（2） 復学願（様式15）

（退学）

第14条 規則第17条による退学の届出は、退学願（様式16）を提出して行うものとする。

（教員の資格要件）

第15条 規則第10条による本教育課程の教員は、次の要件を満たす者とする。

（1） 主任教員は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

ア 看護系大学の大学院修士課程を修了し、その看護分野において高度な看護実践能力を有する者

イ 専門看護師または認定看護師の資格を有し、上記と同等以上の能力を有する者

ウ 上記ア、イと同等以上の能力を有する者

（2） 専任教員は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

ア 専門看護師または認定看護師の資格を有し、その看護分野において教育上の能力があると認められた者

イ 上記と同等以上の能力があると認められる者

（細則の変更）

第16条 この細則の変更は、教員会の議決を経なければならない。

附 則

この細則は、本学が認定看護師教育機関として認定された日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

別表（第9条、第10条、第11条、第12条関係）

項目	金額
追試験料・再試験料（1科目ごと）	5,000円
追修了試験料・再修了試験料	30,000円
追実習料	2,500円/日 手数料3,000円
補習講義料	25,000円
再履修料（1単位）	25,000円

8. 地域貢献等研究推進事業実施要領

第1 目的

この要領は、県立看護大学地域貢献等研究推進事業において、看護大学教員が企画し提案して行う事業の実施に係る手続き等について定める。

第2 事業の種類

(1) 県民連携事業

民間のNPO法人や団体、教育機関等と連携して調査・研究、看護実践、保健活動等を行う事業

(2) 地域看護職等連携事業

地域の医療機関や保健師等と共同で研究、看護実践、保健活動等を行う事業

(3) 官学連携事業

県が設定した行政課題に係るテーマについて、調査・研究を行う事業

第3 申請資格

県立看護大学教員とする。

単独で又は複数の教員が共同で申請することができる。(研究において、他の機関の者が共同研究者となることは構わないが、事業については教員が申請者となる。)

第4 対象となる事業の規準

(1) 共通基準(官学連携事業を除く。)

① 県立看護大学教員のみではなく、民間のNPO法人、保健、医療、福祉に関して活動している団体、教育機関、民間の医療機関、関係機関と連携して実施するものであること。

② その事業や調査・研究が本県の保健、医療、福祉の向上に寄与すると認められるものであること。

③ 事業の趣旨が、宮崎県総合計画「未来みやざき創造プラン」に位置づけられた福祉保健部における施策に関連するものであること。

(2) 県民連携事業に係る規準

事業を実施する地域について、宮崎市のみで完結しないこと。

(認定にあたっては、県内でこれまで取り組みがなされていない地区において実施する事業が優先される。)

(3) 官学連携事業の基準

県から設定されたテーマの調査・研究であり、その成果について県の評価を受けること。

第5 申請期間

各事業に係る申請期間は、看護研究・研修センター長(以下「センター長」という。)が定める。

第6 申請に必要な書類

(1) 申請書(様式第1号)

(2) 事業実施計画書(様式第2号)

(3) 収支予算書()

第7 審査委員会の審査

センター長は、各教員から提出された事業実施計画書等を取りまとめ地域貢献等研究推進事業審査委員会に提出する。

審査委員会に係る事項は別途定める。

第8 事業の認定通知

センター長は、企画案及び審査委員会の審査結果を理事長に報告し、それに基づき理事長が次年度の対象事業を認定する。

第9 申請の取下げ

申請者は、認定通知を受けて30日以内又は人事異動等により次年度大学職員でなくなる場合に、申請を取り下げることができる。

このとき、理事長は、認定に当たり次点の事業があればこれを対象事業として追加認定することができる。

第10 予算枠の配分通知

理事長は、当該研究費に係る予算が議決された場合に、議決に基づき対象事業に係る予算枠を通知する。

また、理事長は、予算の状況により、対象事業の認定を取り消すことができる。

申請者は、配分された予算枠に不服がある場合には、理事長に対し事業の認定取消を求めることができる。（この場合再認定は行わない。）

第11 事業の遂行

予算枠を配分された事業の申請者は、認定された事業計画等に基づき、誠実に事業を遂行するとともに、予算の執行にあたっては法令等を遵守し、公金の適切な処理に努めるものとする。

第12 報告及び調査

理事長は、当該予算の執行に関し、必要に応じて報告を徴し、もしくは関係書類の提出を求め、又は実地に調査を行うことができる。

第13 実績報告

事業を実施した者は、実施した年度が終了するごとに、次の様式により実績報告を行う。

- (1) 実績報告書（様式第3号）
- (2) 事業実施報告書（様式第4号）
- (3) 収支決算書（ " ）
- (4) 成果物等

第14 審査委員会への報告

センター長は、提出された実績報告をとりまとめ、審査委員会に報告し意見を求める。

審査委員会は、実績報告の内容を審査し、必要があれば理事長に意見をを行う。また、事業実績として不十分と認められる場合又は不適正な会計処理が行われていた場合には、当該事業を実施した教員について事業の認定取消及び当該事業を申請した教員の申請資格の停止の意見を理事長に提出する。

理事長は、審査委員会の意見を踏まえ、1～2年の間、申請資格を停止する。

（不適正な会計処理については、別途適切な対応を行う。）

第15 その他

その他事業の実施について必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年8月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年8月1日から施行する。

宮崎県立看護大学看護研究・研修センター事業年報（研究報告）投稿規程

1 本年報の目的

本年報は本センター事業に基づく研究成果の発表の場として、定期的に刊行される。

2 投稿資格

著者は、原則として、本センター事業に関わったものとする。

3 投稿原稿の採否および掲載順序

投稿原稿の採否は、編集委員が査読を行い決定するものとする。ただし、原稿の内容によっては、編集委員以外に臨時に査読を依頼する場合もある。採用された投稿原稿は原則として受理した順に掲載するが、編集の都合上順序を変更することもある。

4 研究上の倫理規程の遵守

倫理的に配慮された研究内容であり、その旨が文中に明記されていること。人体被験者には研究内容をあらかじめ十分に説明し、必ず自由意思に基づく同意を得ること。

5 投稿原稿の内容および書式

1) 原稿の内容

投稿原稿の内容は本センターの地域貢献事業に関する研究・報告であること。

2) 原稿の書式

(1) Microsoft word で作成し、書式のレイアウトは下記のとおりとする。

- ① 余白：上・下 30 mm 左・右 30 mm
- ② 文字方向： 1 段組 横書き
- ③ 行数：38 行 文字数：40 字
- ④ フォント：10.5P とし、和文は MS 明朝、英文は Times New Roman を使用する
- ⑤ ページ数：ページ数は問わない
- ⑥ 英数字：本文中に使用する英数字は全て半角を使用する

(2) ページの上部に表題（12P）、キーワード（5 項目以内、10.5P）、著者氏名・所属（10.5P）を記載し、1 行あけて本文を書き始める。

(3) 本文中の項目立ては、著者に一任する。

(4) 図、表、写真等は白黒印刷で判別できる明瞭なものとし、該当する位置に挿入して作成する。

(5) 別紙に英文題目と著者名（ローマ字）を付けるものとする。

英文題目の書式

Results and significance of a nursing skills workshop in the return to practice program: a

course evaluation analysis.

(6) 最終受理原稿は、電子媒体に保存し、原稿とともに提出する。

(7) 表記の様式

① 項目番号は、I, II, III, … ; 1, 2, 3, … ; 1), 2), 3), … ; (1), (2), (3), … ; a, b, c, …の順に使用する。

② 外国語の単語（人名、学名、薬物名、商品等）は原語で記載し、固有名詞の頭文字は大文字、他の単語の頭文字は文頭以外は小文字とする。数字は算用数字を用い、単位は国際単位系を用いること。

③ 引用文献

文献は下記の例にならって引用順に列記する。著者名は3名までとし、その他は「, 他」または「, et al.」と省略する。雑誌名は、欧文雑誌で Index Medicus に示されている略称を、和文雑誌では各雑誌により決められている略称を用いる。本文中には、引用順に、引用箇所の右肩に¹⁾, ²⁾, ³⁾, ²⁻⁵⁾, ^{1,3-5)}の形式で番号をつける。

a. 雑誌の場合

著者名(発行年) : 論文表題, 雑誌名, 巻(号), 開始頁-終了頁.

1) 薄井坦子, 三瓶真貴子, 山岸仁美, 他(2002) : 宮崎県立看護大学における教育課程の構造とその評価, 宮崎県立看護大学研究紀要, 3(1), 1-9.

2) Matsushita, T., Matsushima, E., Maruyama, M. (2004): Early detection of postoperative delirium and confusion in a surgical ward using the NEECHAM confusion scale, Gen Hosp Psychiatry, 26(2), 158-63.

3) Davidhizar, R.E., Austin, J.K., MacBride, A.B. (1986): Attitudes of patients with schizophrenia toward taking medication, Res Nurs Health, 9(2), 139-146.

4) Cepeda, M.S., Boston, R., Farrar, J.T., et al. (2003): Comparison of logistic regression versus propensity score when the number of events is low and there are multiple confounders, Am J Epidemiol, 158 (3), 280-287.

b. 単行本の場合

著者名(発行年) : 書名, 版, 開始頁-終了頁, 出版社.

1) 薄井坦子(1997) : 科学的看護論, 第3版, 3-18, 日本看護協会出版会.

2) Henderson, V.A. (1991): The nature of nursing: a definition and its implications for practice, research, and education: reflections after 25 years, 9-33, National league for nursing press.

c. 翻訳書の場合

原著者名/訳者名 (原書の発行年次/翻訳書の発行年次) : 翻訳書の書名 (版数), 開始頁-終了頁, 出版社.

1) Walker, L.O., Avant, K.C./中木高夫, 川崎修一訳 (2005/2008) : 看護における理論構築の方法, 7-79, 医学書院.

d. 分担執筆の文献で著者と書籍に編者(監修者)が存在する場合

著者名(発行年) : 表題, 編集者名(編), 書籍名, 開始頁-終了頁, 出版社.

1) 研究花子(1998) : 不眠の看護, 日本太郎, 看護花子(編), 臨床看護学 II, 123-146,

研究学会出版.

- 2) Kenkyu, H. (1998): A nursing approach to disturbed sleep pattern, Nihon, T., Kango, H.(Eds.), Clinical Nursing II, 123-146, Kenkyu Press.

e. 電子文献の場合

電子雑誌

・ DOI がある学術論文

- 1) 著者名(出版年): 論文名, 誌名, 巻(号), 開始頁-終了頁, doi: xxxx/xxxx (参照 年-月-日)
- 2) Author, A.A., Author, B.B. (Year): Title of article, Title of journal, vol(no), 開始頁-終了頁, doi: xxxx/xxxx (accessed Year-Month-Day)

・ DOI のない学術論文

- 1) 著者名(出版年): 論文名, 誌名, 巻(号), 開始頁-終了頁, <http://www.xxxxxxx> (参照 年-月-日)
- 2) Author, A.A., Author, B.B. (Year): Title of article, Title of journal, vol(no), 開始頁-終了頁, Retrieved from <http://www.xxxxxxx> (accessed Year-Month-Day)

電子書籍

・ DOI がある書籍

- 1) 著者名(出版年): 書籍名, doi: xxxx/xxxx (参照 年-月-日)
- 2) Author, A.A., Author, B.B. (Year): Title of book, doi: xxxx/xxxx (accessed Year-Month-Day)

・ DOI のない書籍

- 1) 著者名 (出版年): 書籍名, <http://www.xxxxxxx> (参照 年-月-日)
- 2) Author, A.A., Author, B.B. (Year): Title of book, Retrieved from <http://www.xxxx> (accessed Year-Month-Day)

電子書籍の1章または一部

・ DOI がある書籍

- 1) 著者名(出版年): 章のタイトル, 編集者名(編), 書籍名, 頁, 出版社名, doi: xxxx/xxxx (参照 年-月-日)
- 2) Author, A.A., Author, B.B. (Year): Title of chapter, Editor, C., Editor D. (Eds.), Title of book, 開始頁-終了頁, doi: xxxx/xxxx (accessed Year-Month-Day)

・ DOI のない書籍

- 1) 著者名(出版年): 章のタイトル, 編集者名(編), 書籍名, 開始頁-終了頁, 出版社名, <http://www.xxxxxxx> (参照 年-月-日)
- 2) Author, A.A., Author, B.B. (Year): Title of chapter. Editor, C., Editor, D. (Eds.), Title of book, 開始頁-終了頁, Retrieved from <http://www.xxxxxxx> (accessed Year-Month-Day)

Web サイト、Web ページ

- 1) 著者名(投稿・掲載の年月日): Web ページの題名, Web サイトの名称. <http://www.xxxxxxx> (参照 年-月-日)

2) Author, A.A. (Year, Month, Day): Title of Web page, Title of Web site, Retrieved from
http://www.xxxxxxx (accessed Year-Month-Day)

6 原稿の締切

原稿の締切は4月末日とする。

7 年報発行日

年報の発行日は毎年7月とする。

8 原稿の送付先

〒880-0929 宮崎市まなび野3丁目5番地1
宮崎県立看護大学看護研究・研修センター事務局

9 校正

原則として、著者校正は初校までとする。その際の大幅な加筆訂正はできない。

10 著作権

本年報に掲載された論文の著作権（著作財産権,copyright）は、宮崎県立看護大学看護研究・研修センター運営委員会（以下、本委員会）に属する。論文に他の人の図表を転記する場合は、著作権の所有者より転載許可を受け、そのコピーを提出すること。また、本年報に掲載された著作物等の転載利用にあたっては、本委員会から転載許可を受ける必要がある。申請者は、著作物利用許可申請書に必要事項を記入し、本委員会にメール等（要問い合わせ）で送付すること。

本年報は本学の附属図書館リポジトリにおいて公表するものとする。

附 則

この規程は、平成24年5月22日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月2日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

宮崎県立看護大学看護研究・研修センター事業年報（第10号）

発行日 令和3（2021）年7月

編集 宮崎県立看護大学看護研究・研修センター年報編集委員会

発行 宮崎県立看護大学看護研究・研修センター

〒880-0929 宮崎市まなび野3丁目5番地1

Tel 0985-59-7833 Fax 0985-59-7878

E-mail center@mpu.ac.jp

印刷 北一株式会社

Miyazaki Prefectural Nursing University

Research and Training Center Annual Reports

Study Reports

1. Development of a training program to improve clinical judgement of new nursing staff in psychiatric hospitals
Kawamura Michiko, Kawano Yoshitaka, Kuzushima Shingo
2. The learning and challenges of nurses in case study sessions based on Nightingale's Nursing Theory (first report): Initiating a collaboration with a regional core hospital aiming to improve the quality of nursing
Kiyoko Mōri, Tomoko Tsuda, Kenji Sakai, Kei Ioki, Sonoko Fukiage, Hitomi Yamagishi, Keiko Shimizu
3. Difficulties in teaching discharge support in ward practice as perceived by practice supervisors
Yuko Miya, Mizuyo Kawahara
4. The current state of and issues in the implementation of preventive exercise programs for people requiring nursing care.
Yoshinobu Nakatsuno, Atsuro Kushima, Kayoko Shigehisa, Sachiyo Haramura, Ayumi Takeda, Misa Inoue, Mayumi Togoe
5. The relationship between achievement of practical skills and career awareness among midcareer public health nurses in Miyazaki Prefecture
Mizuyo Kawahara, Minako Ono, Shigeko Kizoe

Business Reports

Materials